

令和 3 年 9 月 30 日

「レセ電コード情報ファイル記録条件仕様」の追加及び変更について

令和 3 年 10 月からオンライン資格確認等システムが本格運用されることにより、令和 3 年 9 月診療分以降の電子請求されたレセプトについては資格登録等のタイムラグで生じる資格過誤は正しい資格情報に振替・分割され、保険者等へ送付されること等、並びに、令和 3 年 9 月に社会保険診療報酬支払基金においてシステムを刷新したことにより、審査支払機関から送付される情報が変更されることから、レセ電コード情報ファイル記録条件仕様を下記のとおり更新しましたのでお知らせします。

記

- 1 オンライン資格確認等システムによりレセプトが分割された場合に記録されるコメントレコード等に以下の注意書きを追加した。
 - (1) 医科、DPC 及び歯科
「レセプトの分割が行われた場合は、最終行に分割後のレセプトである旨のコメントレコードを記録する。」
 - (2) 調剤
「レセプトの分割が行われた場合は、最終行に分割後のレセプトである旨の摘要欄レコードを記録する。」
- 2 調剤以外の当該仕様において、資格確認運用レコードの「予備」項目を「審査区分」に変更し、審査支払機関が“1”（社会保険診療報酬支払基金）の場合、当該項目の記録内容を以下のとおりとした。
 - (1) 医科及び DPC
「別表 10 審査区分コード」を記録する。
 - (2) 歯科
「別表 13 審査区分コード」を記録する。